政令第七十八号

薬事法施行令の一部を改正する政令

内閣は、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第六十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二中第百二十号を第百二十三号とし、第三十六号から第百十九号までを三号ずつ繰り下げ、第三十五号を第三十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十八　四―［四―（｛［四―クロロ―三―（トリフルオロメチル）フエニル］カルバモイル｝アミノ）―三―フルオロフエノキシ］―N―メチルピリジン―二―カルボキサミド（別名レゴラフエニブ）及びその製剤

別表第二中第三十四号を第三十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十六　二―クロロ―九―（二―デオキシ―二―フルオロ―ベータ―D―アラビノフラノシル）―九H―プリン―六―アミン（別名クロファラビン）及びその製剤

別表第二中第三十三号を第三十四号とし、第三十号から第三十二号までを一号ずつ繰り下げ、第二十九号の次に次の一号を加える。

三十　オファツムマブ及びその製剤

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　安倍　晋三

国民年金法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年三月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第七十九号

国民年金法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第二十七条の二第四項、第二十七条の三第三項、第八十七条第六項、第九十四条第三項及び附則第九条の三の二第八項、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十三条の二第五項及び第四十三条の三第四項（これらの規定を同法附則第十七条の四第七項において準用する場合を含む。）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十三条第五項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）附則第二十一条第十三項及び附則別表第一、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第百四十三号）第十一条第四項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第二十七条第二項及び第三十一条第一項第二号、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）第二条及び第三条（これらの規定を同法附則第二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）並びに国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十三号）附則第二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民年金法施行令の一部改正）

第一条　国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項ただし書中「平成二十二年三月」を「平成二十三年三月」に、「平成二十四年四月」を「平成二十五年四月」に改め、同項の表を次のように改める。

平成十五年度	○・一一七
平成十六年度	○・一〇一
平成十七年度	○・〇八二
平成十八年度	○・〇六四
平成十九年度	○・〇四八
平成二十年度	○・〇三三
平成二十一年度	○・〇二一
平成二十二年度	○・〇〇九

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令の一部改正）

第二条　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第四条、第九条関係）

昭和三十六年度	八・六一二
昭和三十七年度	八・一一一
昭和三十八年度	七・六三六
昭和三十九年度	七・一八六
昭和四十年度	六・七五九
昭和四十一年度	六・三五四
昭和四十二年度	五・九七一
昭和四十三年度	五・六〇七
昭和四十四年度	五・二六三
昭和四十五年度	四・九三七
昭和四十六年度	四・六二七
昭和四十七年度	四・三三四
昭和四十八年度	四・〇五六